

早期診療体制充実加算について

当院で、早期診療体制充実加算を算定する患者様に、こころの不調、病気に対する診療とともに、次のような診療を行っています。

- ・患者様それぞれの相談内容に応じたケースマネジメントを行っています。
- ・障害福祉サービス等の利用に係る相談を行っています。
- ・介護保険に係る相談を行っています。
- ・当該保険医療機関に通院する患者様について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条第 1 項に規定する相談支援専門員及び介護保険法第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員からの相談に適切に対応します。
- ・市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携を行っています。
- ・精神科病院等に入院していた患者様の退院後の退院後支援を行っています。
- ・身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携を行っています。
- ・健康相談、予防接種に係る相談を行っています。
- ・可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方を控えています。

TAOKA こころの医療センター